

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

要支援者に対するケアプランの作成業務には、「**介護予防支援**」と「**介護予防ケアマネジメント**」の2種類の事業があります。

どちらも、「要支援者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その目標に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援する」ことに違いはありませんが、利用するサービス（ケアプランに位置付けるサービス）により事業の種類が異なりますので、介護予防支援の指定を検討するに当たっては指定介護予防支援事業所が実施できる範囲があることにご留意ください。

【介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行える事業の範囲】

利用するサービス (ケアプランに位置付けるサービス)	事業の種類	実施
介護予防・生活支援サービス※1のみ	介護予防ケアマネジメント	不可※3
介護予防・生活支援サービスと 介護予防サービス※2を併用	介護予防支援	可
介護予防サービスのみ	介護予防支援	可

※1 介護予防・生活支援サービス(介護保険法第115条の45第1項第1号)

■利用対象者

事業対象者、要支援1・2

■本市の「介護予防・生活支援サービス」

- ・介護予防型訪問サービス
※訪問型独自サービス、旧介護予防訪問介護に相当するサービスということもあります。
- ・介護予防型通所サービス
※通所型独自サービス、旧介護予防通所介護に相当するサービスということもあります。
- ・訪問型家事援助サービス
- ・通所（訪問）型短期集中サービス

※2 ここでいう「介護予防サービス」は以下のサービスをいいます。(介護保険法第8条の2)

■利用対象者

要支援1・2

■「介護予防サービス」

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護

※3 「介護予防ケアマネジメント」は、地域包括支援センターからその業務の一部について委託を受けて指定居宅介護支援事業所が行うことができます。